

3. 補助対象の住宅に関する質問

Q 3-01	高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)において補助対象となる、一戸建て住宅の定義について教えてください。
A 3-01	補助対象となる一戸建て住宅とは、一次エネルギー計算で評価する全ての設備を有することを条件としますので台所、浴室、トイレ、洗面所が含まれていることが必要となります。
Q 3-02	高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)において、二世帯住宅は本事業の補助対象になるのでしょうか。
A 3-02	本事業においては、三世帯同居対応住宅は補助要件に合えば補助金の加算があります。詳細は、応募要領の「三世帯同居対応住宅」の要件について(別紙5)を参照ください。ただし、独立した二世帯として2戸としてカウントされる場合は応募の対象外です。1戸としてカウントされる二世帯住宅の場合のみ応募の対象となります。この場合、一次エネルギー消費量の計算(例えば、設備機器の取り扱い等)は省エネ基準の計算方法に基づいて判断してください。
Q 3-03	高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)において、建設業者が補助事業主体として建設し、宅建業者等に引き渡す住宅は対象となるのでしょうか。
A 3-03	対象となりません。本事業は、最終的な住宅所有者が運用段階のエネルギー消費量の削減に寄与することが求められますので、あくまでも建設した事業者が一般消費者に引き渡す住宅が対象となります。
Q 3-04	高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)において、太陽光発電設備は、申請建物以外(例えば、同一敷地の庭や附属施設等)に設置する場合も、一次エネルギー消費量の計算に含み、補助対象として申請することは可能でしょうか。
A 3-04	過去の事業においては、補助対象となる設備は住宅と一体化したものを対象としていましたが、本年度より「BELS 認証」の条件に合わせて実施します。太陽光発電設備については、同一敷地内であれば一次エネルギー消費量の計算に含めることを可とします。
Q 3-05	住宅版BELS認証を取得する場合、工事着手が可能となる「交付申請提出日」とは、交付申請書の送付日を指すのでしょうか、あるいは交付申請書が受理された日を指すのでしょうか。
A 3-05	提出された交付申請書を受理し、内容の確認できた日を指します。なお、内容が確認できた段階で、受理日をお伝えする予定です。